

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 0 号

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年茅ヶ崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「旅行した」を「旅行する」に、「内国旅行の旅費については食卓料として 1 夜につき 2, 4 0 0 円、外国旅行の旅費については別表第 2 により算定した額のほか、一般職の職員」を「市長等（茅ヶ崎市職員旅費条例（平成 2 0 年茅ヶ崎市条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する市長等をいう。）」に改め、同条第 2 項を削る。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。